

(目的)

第1 この要項は、徳島大学（以下「本学」という。）に在学する優秀な学部学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、これに対する手当支給により学部学生の処遇の改善に資するとともに学生相互の成長及び学部教育の充実を図る目的として、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2 第1に定める業務を行う学生の名称は、スチューデント・アシスタント（以下「S・A」という。）とする。

(身分)

第3 S・Aは、常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内で勤務する有期雇用職員とする。

(職務内容)

第4 S・Aは、授業担当教員等の指導の下、学部学生に対し、開設授業科目の授業における実験、実習、演習等の教育補助業務を行う。

(採用等)

第5 S・Aの採用等は、次によるものとする。

- 一 選考は、原則として公募によるものとし、教養教育院又は各学部で別に定める基準により行うものとする。
- 二 1人当たりの雇用時間は、学生の授業・研究に支障のない範囲内とする。
- 三 1時間当たりの手当は、別に定める。
- 四 本学は、S・Aに対し、所要の研修を行う。

(勤務時間報告書)

第6 S・Aは、勤務状況等の報告のため、勤務時間報告書に必要事項を記入し、月1回月末に所属学部の学務担当係（教養教育院の業務については学務部教育支援課）に提出するものとする。

(その他)

第7 この要項に定めるもののほか、本要項の実施に際し必要な事項は、教養教育院長又は各学部長が別に定める。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から実施する。

附 則（令和8年1月21日改正）

この要項は、令和8年4月1日から実施する。

附 則（令和8年5月20日改正）

この要項は、令和8年5月20日から実施する。